

報告第 13 号

地方公共団体の財政の健全化に関する比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

令和6年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する比率

(単位：％)

実 質 赤 字 比 率	— (13.14)
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (18.14)
実 質 公 債 費 比 率	4.7 (25.0)
将 来 負 担 比 率	11.6 (350.0)
資 金 不 足 比 率	— —
水 道 事 業 会 計	— (20.0)
公 共 下 水 道 事 業 会 計	— (20.0)
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	— (20.0)

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額又は資金不足額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。
- 2 幸手市の早期健全化基準（資金不足比率においては経営健全化基準）を括弧内に記載しています。